

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

今別町は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

今別町長

公表日

平成29年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関連事務
②事務の概要	本事務は、青森県後期高齢者医療広域連合の規約により、被保険者の資格に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明の引渡し並びに返還の受付及び前記事務に付随する事務等を行うものである。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・申請書や届出に関する確認 ・保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認
③システムの名称	後期高齢者医療システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格ファイル (2) 賦課ファイル (3) 給付ファイル (4) 収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 80、81、82、83 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 【情報提供事務】 1. 番号法第19条第7号別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、82、83、87、93の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	今別町 町民福祉課
②所属長	課長 小鹿康弘
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号030-1502 今別町役場 総務課 住所: 青森県東津軽郡今別町大字今別町字今別167 電話: 0174-35-2001 ファクス: 0174-35-2298
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号030-1502 今別町役場 総務課 住所: 青森県東津軽郡今別町大字今別町字今別167 電話: 0174-35-2001 ファクス: 0174-35-2298

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

[illegible]